

多賀城市議会における災害発生時の対応要領

平成24年6月8日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、多賀城市において地震等の災害が発生したときに、多賀城市議会が多賀城市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(支援本部の設置)

第2条 多賀城市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、多賀城市議会内に多賀城市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置することができる。

(支援本部の構成)

第3条 支援本部は、支援本部長、副支援本部長、支援本部役員、支援本部員をもって構成する。

- 2 支援本部長は、議長をもって充て、支援本部の事務を統括し、支援本部役員及び支援本部員を指揮監督する。
- 3 副支援本部長は、副議長をもって充て、支援本部長を補佐し、支援本部長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 4 支援本部役員は、各会派の代表者をもって充て、支援本部長、副支援本部長を補佐するとともに、支援本部の事務に従事する。
- 5 支援本部員は、支援本部長、副支援本部長、支援本部役員を除くすべての議員をもって充て、支援本部長の命を受け支援本部の事務に従事する。

(支援本部の任務)

第4条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部からの災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。

- (5) 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。
 - (6) その他、支援本部長が必要と認める事項に関すること。
- (議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を支援本部に報告し、連絡体制を確立すること。
 - (2) 支援本部より情報の提供を受けること。
 - (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて支援本部へ報告すること。
 - (4) 各地域における活動に協力すること。
 - (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。
- (議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市災害対策本部の情報収集に努めるとともに、支援本部へ情報提供を行う。
 - (2) 市災害対策本部非常配備職員以外の事務局職員は、支援本部の業務に従事する。
- (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、支援本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年6月8日から施行する。